

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ソフト99コーポレーションと称する。

② 当社の英文社名は、S O F T 9 9 c o r p o r a t i o nとする。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 化学薬品の製造および販売
2. 自動車用化学製品の製造および販売
3. 自動車用品、自動車附属品、自動車部分品の製造および販売
4. 各種合成樹脂製品、日用品雑貨、医薬部外品、化粧品の製造および販売
5. 家庭用化学製品、自動販売機、プラスチック原材料、衛生用品、清掃用品、健康食品の販売
6. 宿泊施設、温浴施設、遊戯施設、飲食店の経営およびそれらの施設の賃貸
7. 自動車教習所、学習塾、文化教室、コンピューター技術教室の経営
8. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
9. 総合リース業
10. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
11. 工業所有権、特許権、ノウハウ、著作権その他の無体財産権、システムエンジニアリング等の取得、企画、開発、保全、利用、仲介
12. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および駐車場の経営
13. 有価証券の売買およびその運営管理
14. 給与の計算および支払いの代行業務
15. 企業の計算・整理、帳票の記帳・整理等の各種事務処理業務
16. 労務管理のコンサルティング業務
17. 自動車の売買、売買斡旋および賃貸
18. 自動車の修理、加工
19. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

3. 監査役会

4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 第10条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し請求)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求（以下「買増し」という。）することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取り扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、20 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 当社の取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役

会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
- ③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第28条 当社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第29条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 3 1 条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 3 2 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 3 3 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(監査役の報酬等)

第 3 4 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第 3 5 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第 3 6 条 会計監査人は株主総会の決議をもって選任する。

(会計監査人の任期)

第 3 7 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 3 8 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第 3 9 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 4 0 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当および基準日)

第 4 1 条 当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録

株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当をすることができる。

(中間配当および基準日)

第42条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附則)

定款第16条(電子提供措置等)の変更は、2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後に自動的に削除されるものとする。